

名古屋市公報	令和 5年 9月13日 第219号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市農業センター条例の一部の施行期日を定める規則	(緑土・総務課) (第78号)	4
○ 名古屋市農業センター条例施行細則の一部の施行期日を定める規則	(緑土・総務課) (第79号)	5
告 示		
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課) (第449号)	6
○ 土地区画整理に伴う町の区域の設定	(ス市・住民課) (第450号)	7
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第451号)	10
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第452号)	11
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第453号)	12
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第454号)	15
○ 名古屋上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第455号)	17
○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第456号)	18
○ 名古屋都市計画用途地域の変更	(住都・都市計画課) (第457号)	19
○ 名古屋都市計画高度地区の変更	(住都・都市計画課) (第458号)	20
○ 名古屋都市計画下水道の変更	(住都・都市計画課) (第459号)	21
○ 名古屋都市計画火葬場の変更	(住都・都市計画課) (第460号)	22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第461号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第462号)	24
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第17号)	30
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第15号)	32
交 通 局 告 示		

○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第11号)	38
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	40
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	42
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	43
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	44
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	45
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	46
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	47
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	48

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市農業センター条例の一部の施行期日を定める規則（第78号）

1 内容

名古屋市農業センター条例（令和 4年名古屋市条例第 8号）のうち附則第 3項の規定の施行期日を令和 5年 9月 8日、第 3条から第11条まで及び別表第 1から別表第 3までの規定の施行期日を同年10月 6日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市農業センター条例施行細則の一部の施行期日を定める規則（第79号）

1 内容

名古屋市農業センター条例施行細則（令和 4年名古屋市規則第68号）のうち附則第 2項の規定の施行期日を令和年 5月 9月 8日、第 5条から第12条までの規定の施行期日を同年10月 6日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市農業センター条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第78号

名古屋市農業センター条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市農業センター条例（令和 4 年名古屋市条例第 8 号）中附則第 3 項の規定の施行期日は令和 5 年 9 月 8 日とし、第 3 条から第11条まで及び別表第 1 から別表第 3 までの規定の施行期日は同年10月 6 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市農業センター条例施行細則の一部の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和 5 年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

名古屋市農業センター条例施行細則の一部の施行期日を定める規
則

名古屋市農業センター条例施行細則（令和 4 年名古屋市規則第68号）中附則
第 2 項の規定の施行期日は令和 5 年 9 月 8 日とし、第 5 条から第12条までの規
定の施行期日は同年10月 6 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 449 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 5 年 9 月 11 日 午前 11 時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 5 年 9 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 450 号

土地区画整理に伴う町の区域の設定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市緑区の別図第 1 の区域において、令和 5 年10月14日から、次のとおり町の区域の設定をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

区域を設定する町の名称及びその区域

1 名称

とうりょう
東 陵

2 区域

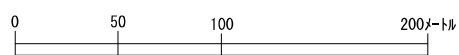
別図第 2 のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

別図第1

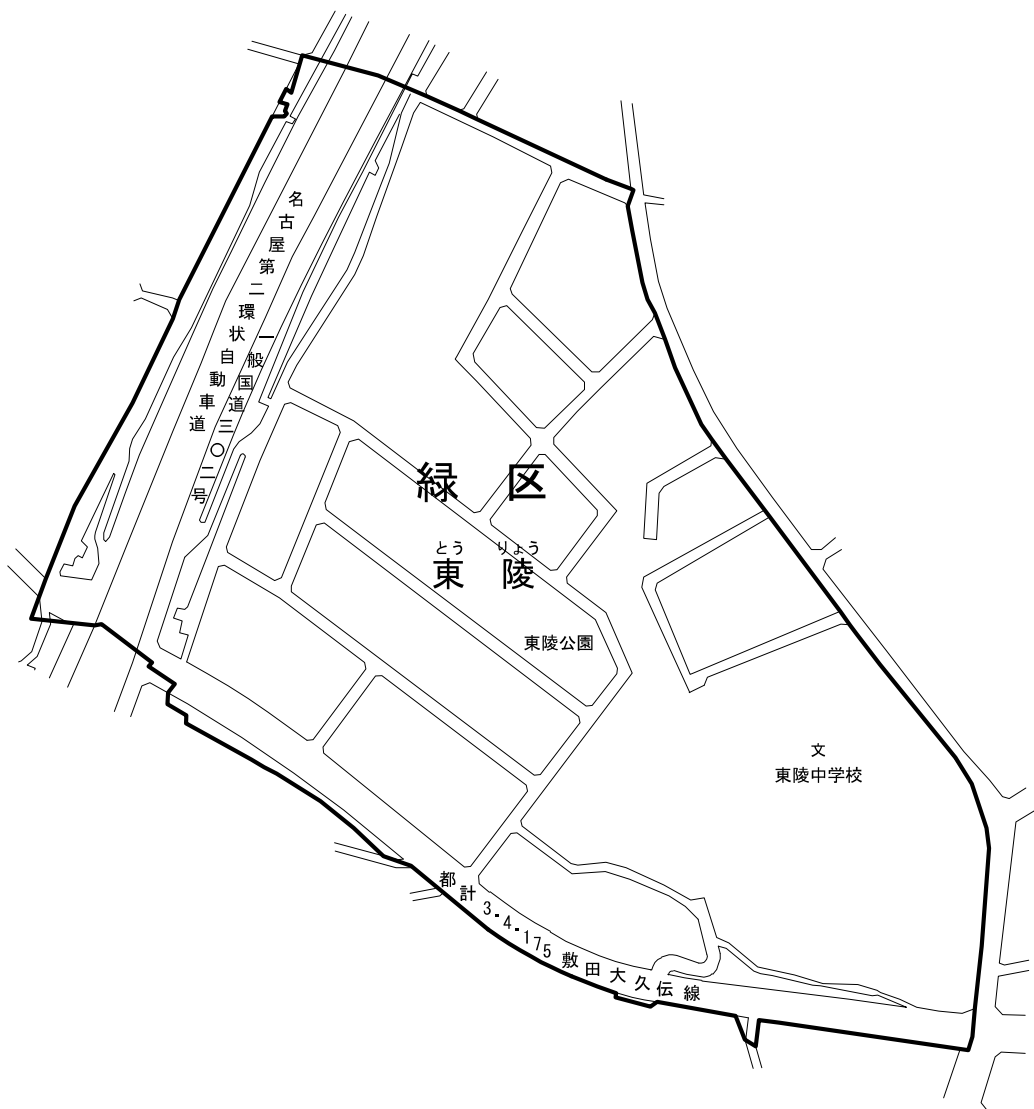


1 : 3,500

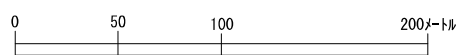


凡	例
実施区域	———
町界	———
字界	-----
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1 : 3,500



凡 例	
実施区域	——
区、町 名	太 字
施設名称	細 字

名古屋市告示第 451号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 5年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 5年 9月 6日から同月19日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで（平日）

午前 9時00分から午後 5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝休日）

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課（平日）

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市東区泉一丁目 1番 4号

名古屋市教育館研修室（土曜日、日曜日及び祝休日）

（名古屋市教育館 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 452号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 5年 9月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 5年 9月 6日から同月19日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで（平日）

午前 9時00分から午後 5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝休日）

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課（平日）

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市東区泉一丁目 1番 4号

名古屋市教育館研修室（土曜日、日曜日及び祝休日）

（名古屋市教育館 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 453号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 9月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ハイ メディック	ハイメディッ ク訪問看護ス テーション名 古屋	名古屋市東区主 税町 4丁目32番 地	令和 5年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社メデ ィケアリンク ス	縁訪問看護ス テーション	名古屋市北区上 飯田西町 2丁目 20番地	令和 5年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ラフ ターゲット	ハンズ訪問看 護ステーショ ン	名古屋市中村区 元中村町 3丁目 7番地	令和 5年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社のぞ み	アントレッド	名古屋市中村区 剣町 146番地	令和 5年 8月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉 用具販売
--	--	--	--	------------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社H・ Tネットワーク	ハートフル トリートメン ト	名古屋市北区瑠 璃光町 2丁目11 番地の 4	令和 5年 8月 1日	訪問介護
合同会社おお きに	訪問介護事業 所またあした	名古屋市北区成 願寺二丁目 2番 15号	令和 5年 8月 1日	訪問介護
株式会社P h a s e O n e	訪問介護てと りす	名古屋市中村区 太閤通 8丁目30 番地	令和 5年 8月 1日	訪問介護
合同会社O n サービス	ケアサポート やまざき	名古屋市中村区 宿跡町 3丁目 8 番地の 3	令和 5年 8月 1日	訪問介護
株式会社NE X T H O P E	ヘルパーステ ーション ネ クストホープ	名古屋市中川区 丹後町 2丁目13 番地	令和 5年 8月 1日	訪問介護
クロストーク 株式会社	訪問介護事業 所 はびねす	名古屋市守山区 幸心三丁目1115 番地	令和 5年 8月 1日	訪問介護
合同会社優愛	ヘルパーステ ーション ほ ほえみの輪	名古屋市守山区 城南町10番 7号	令和 5年 8月 1日	訪問介護
株式会社P u r	ホームケアま ほろ	名古屋市名東区 上社四丁目 131	令和 5年 8月 1日	訪問介護

		番地		
--	--	----	--	--

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
アセット・フロンティア株式会社	おだやかデイサービス	名古屋市中村区 中村本町 4丁目 23番地	令和 5年 8月 1日	地域密着型通所介護
合資会社東谷 籐品製作所	ハートランド 桜山デイサービス	名古屋市長穂区 中山町 4丁目12 番地	令和 5年 8月 1日	地域密着型通所介護
株式会社のぞみ	健やかラボ 守山 ～脳と カラダを考える～	名古屋市守山区 町北13番 2号	令和 5年 8月 1日	地域密着型通所介護
愛恩株式会社	愛恩デイサービスにここ	名古屋市天白区 土原一丁目 325 番地の 2	令和 5年 8月 1日	地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 454号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 9月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ファミリー・ ホスピス株式 会社	ナースコール 池下	名古屋市千種区 池下一丁目11番 21号	令和 5年 6月20日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社あと らいず	アントレット	名古屋市中村区 剣町 146番地	令和 5年 6月30日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社健遊	デイサービス	名古屋市中村区	令和 5年	通所介護

館	センター松岡 健遊館 本店	日吉町13番地	6月20日	
株式会社イズ ミテクニック	ケアサポート おんじゅ	名古屋市北区金 城四丁目 2番 5 号	令和 5年 6月22日	訪問介護
株式会社健遊 館	デイサービス センター松岡 健遊館 城北 店	名古屋市西区城 北町 2丁目94番 地の 1	令和 5年 6月30日	通所介護
有限会社トマ ト	ミニ・トマト 訪問介護事業 所	名古屋市守山区 町南 1番 5号	令和 5年 6月30日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
エム・オーヒ ューマンサー ビス株式会社	ケアマネジ メントセンタ ー「トント」	名古屋市千種区 茶屋坂通 2丁目 14番地	令和 5年 6月30日	居宅介護支援
アサヒサנק リーン株式会 社	アサヒサנק リーン在宅介 護センター ラ・プラス山 里指定居宅介 護支援事業所	名古屋市昭和区 山里町69番地	令和 5年 6月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 455 号

名古屋上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 5 年 9 月 8 日から同月21日まで

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで（平日）

午前 9 時00分から午後 5 時00分まで（土曜日、日曜日及び祝休日）

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課（平日）

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号

名古屋市教育館研修室（土曜日、日曜日及び祝休日）

（名古屋市教育館 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 456 号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 5 年 9 月 8 日から同月21日まで

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで（平日）

午前 9 時00分から午後 5 時00分まで（土曜日、日曜日及び祝休日）

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課（平日）

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市東区泉一丁目 1 番 4 号

名古屋市教育館研修室（土曜日、日曜日及び祝休日）

（名古屋市教育館 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 457号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 458号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 459号

名古屋都市計画下水道の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画下水道を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋公共下水道

(1) 下水管渠（合流管渠）

内 訳	位 置	
	起 点	終 点
堀留山崎汚水 送水幹線	名古屋市南区 忠次一丁目	名古屋市中区 千代田一丁目
山崎第3放流幹線	名古屋市南区 豊田町字忠次汐除川	名古屋市南区 忠次一丁目

(2) その他の施設（処理施設）

名 称	位 置
山崎終末処理場	名古屋市南区忠次一丁目地内及び忠次二丁目地内

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 460号

名古屋都市計画火葬場の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画火葬場を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画火葬場 第 2号名古屋市八事斎場

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 461号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
小規模多機能型居宅介護 あーよかった	名古屋市瑞穂区大喜町 4丁目27番地	令和 5年 6月 1日

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ファミリア千代田	名古屋市中区千代田三丁目22番21号	令和 3年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 462号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社イグナーツ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
	新	名古屋市南区豊二丁目13番27号
介護事業所の名称		ヘルパーステーション笑和北
介護事業所の所在地		名古屋市北区三軒町 377番地
変更年月日		令和 5年 6月30日

介護事業者の名称		合同会社H&N
介護事業者の所在地		名古屋市中川区富永三丁目 364番地の 1
介護事業所の名称		訪問介護事業所Nライフサポート
介護事業所の所在	旧	名古屋市港区東茶屋一丁目 315番地

地	新	名古屋市港区小賀須四丁目 621 番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月21日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社イグナーツ
介護事業者の所在	旧	名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
地	新	名古屋市南区豊二丁目13番27号
介 護 事 業 所 の 名 称		ヘルパーステーション笑和
介護事業所の所在地		名古屋市南区豊田五丁目11番68号
変 更 年 月 日		令和 5年 6月30日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社アリスの森
介護事業者の所在地		名古屋市天白区平針一丁目1901番地
介 護 事 業 所 の 名 称		アリスケアサービス
介護事業所の所在	旧	名古屋市天白区平針一丁目2101番地
地	新	名古屋市天白区平針一丁目1901番地
変 更 年 月 日		令和 4年11月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社イグナーツ
介護事業者の所在	旧	名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
地	新	名古屋市南区豊二丁目13番27号
介 護 事 業 所 の 名 称		ナースステーション笑和みなみ
介護事業所の所在地		名古屋市南区豊田五丁目11番68号
変 更 年 月 日		令和 5年 6月30日

介 護 事 業 所 の 名 称		オリーブ在宅クリニック
介護事業所の所在	旧	名古屋市守山区永森町 353番地
地	新	名古屋市守山区永森町 292番地
変 更 年 月 日		令和 5年 6月 1日

介護事業者の名称	旧	金沢ＱＯＬ支援センター株式会社
	新	株式会社リハス
介護事業者の所在地	石川県金沢市広岡 3丁目 3-77	
介護事業所の名称	訪問看護・リハビリステーション「リハス」名古屋緑	
介護事業所の所在地	名古屋市緑区熊の前一丁目 120番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 6月30日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号	
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション緑	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字山下 108番地の 1
	新	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社アリスの森	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区平針一丁目1901番地	
介護事業所の名称	アリスナースステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区平針一丁目2101番地
	新	名古屋市天白区平針一丁目1901番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月 1日	

介護事業者の名称	株式会社L i n k	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市名東区新宿二丁目 108番地
	新	名古屋市天白区元植田三丁目1202番地
介護事業所の名称	訪問看護ステーションえくぼ	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区野並二丁目 431番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 6月19日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		オリーブ在宅クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区永森町 353番地
	新	名古屋市守山区永森町 292番地
変更年月日		令和 5年 6月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		中日調剤薬局黒川店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地
	新	名古屋市北区黒川本通 4丁目37番地
変更年月日		令和 5年 7月 1日

介護事業所の名称	旧	なのはな薬局
	新	あいち薬局横井
介護事業所の所在地		名古屋市中川区横井二丁目 1番
変更年月日		令和 5年 7月 1日

介護事業所の名称	旧	ひなげし薬局
	新	あいち薬局高杉
介護事業所の所在地		名古屋市中川区高杉町34番地
変更年月日		令和 5年 7月 1日

介護事業所の名称		オリーブ在宅クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区永森町 353番地
	新	名古屋市守山区永森町 292番地
変更年月日		令和 5年 6月 1日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社L i n k
----------	-------------

介護事業者の所在地	旧	名古屋市名東区新宿二丁目 108番地
	新	名古屋市天白区元植田三丁目1202番地
介護事業所の名称		ケアプランセンターえくぼ
介護事業所の所在地		名古屋市天白区野並二丁目 431番地
変更年月日		令和 5年 6月19日

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社ライフケアサポート
介護事業者の所在地	旧	名古屋市名東区宝が丘 187番地の 2
	新	名古屋市名東区一社三丁目76番地
介護事業所の名称		デイサービスセンターかがやき
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区宝が丘 187番地の 2
	新	名古屋市名東区一社三丁目76番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社イグナーツ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市南区内田橋一丁目 3番 8号
	新	名古屋市南区豊二丁目13番27号
介護事業所の名称		ヘルパーステーション笑和
介護事業所の所在地		名古屋市南区豊田五丁目11番68号
変更年月日		令和 5年 6月30日

介護事業者の名称		株式会社アリスの森
介護事業者の所在地		名古屋市天白区平針一丁目1901番地
介護事業所の名称		アリスケアサービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区平針一丁目2101番地
	新	名古屋市天白区平針一丁目1901番地
変更年月日		令和 4年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市選挙管理委員会告示第17号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和5年9月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤 倫子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,823 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,392 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,804 人	熱 田 区	18,395 人
東 区	22,698 人	中 川 区	59,882 人
北 区	45,264 人	港 区	38,248 人
西 区	41,283 人	南 区	36,714 人
中 村 区	38,127 人	守 山 区	47,618 人
中 区	26,148 人	緑 区	66,896 人
昭 和 区	28,716 人	名 東 区	43,355 人
瑞 穂 区	29,859 人	天 白 区	43,376 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,190 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市上下水道局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和5年9月29日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和5年10月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港 区	七 島 一 丁 目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
南 区	氷 室 町		〃	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局 山崎水処理センター
	本 星 崎 町	宮浦	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
緑 区	大 高 町	奥中道 坊主 山	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

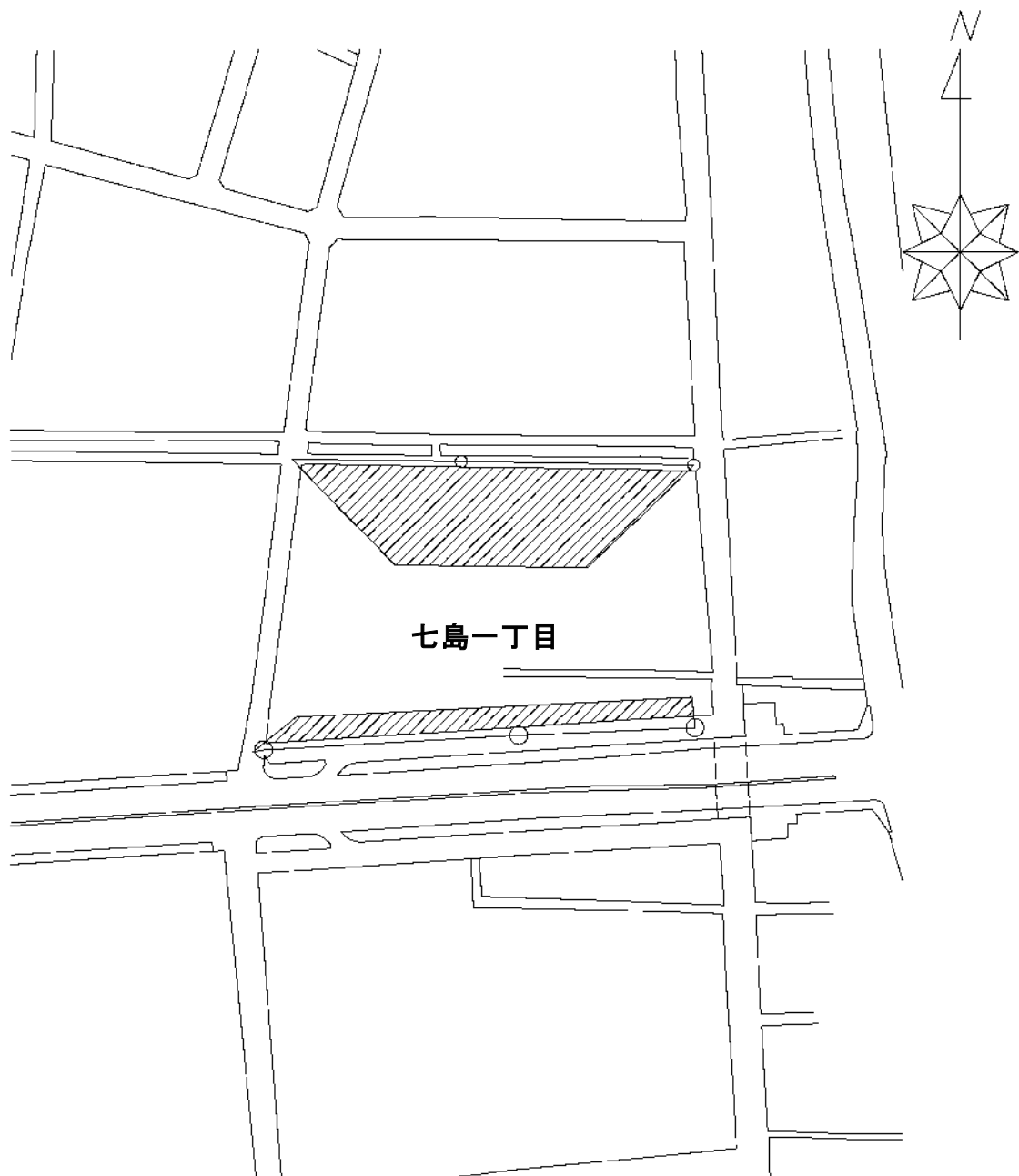
4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	南区
-------	----

分 流 式	港区 緑区
-------	-------

排水施設の位置図

港区（分流式）

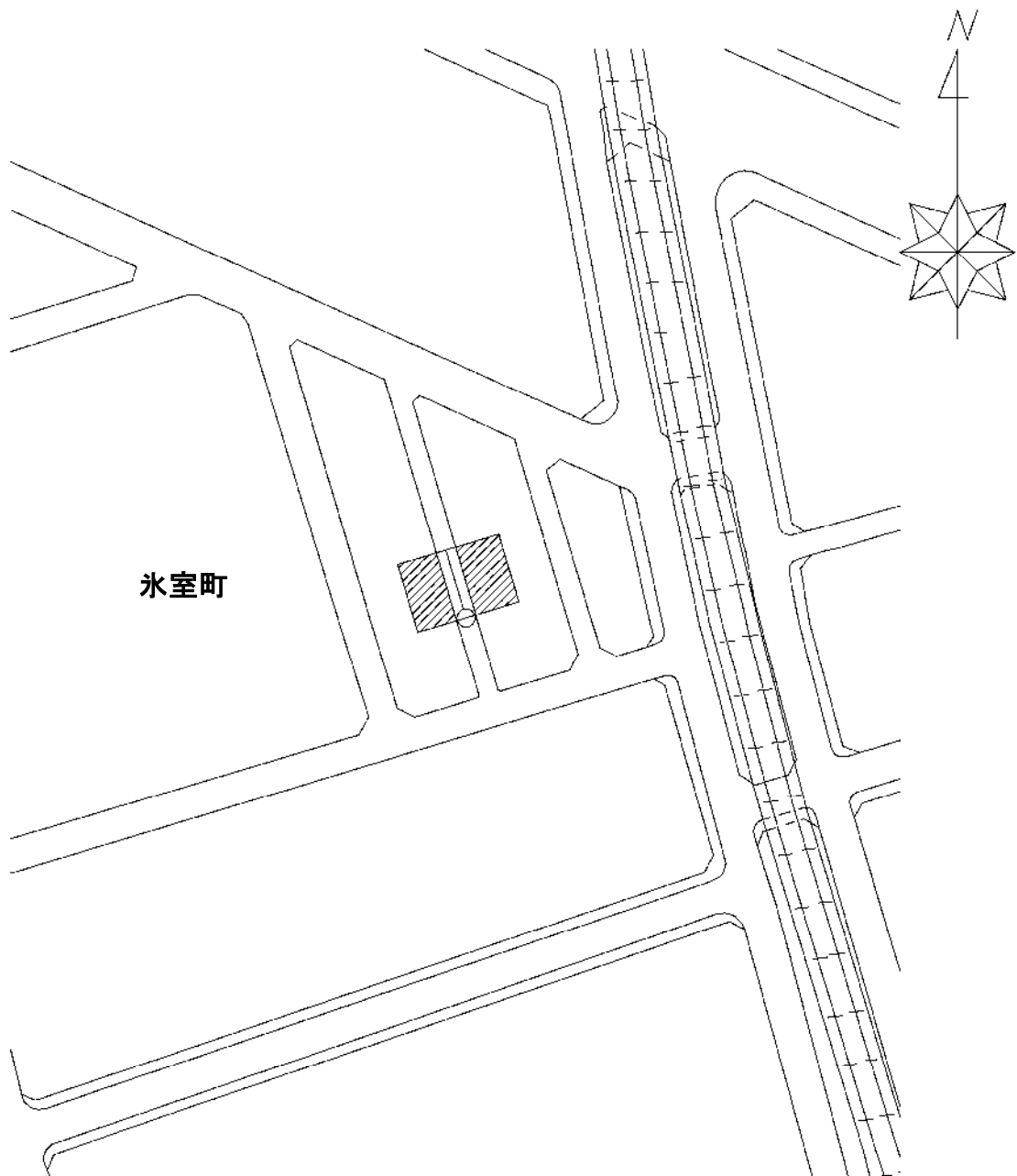


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

南区（合流式）No. 1



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

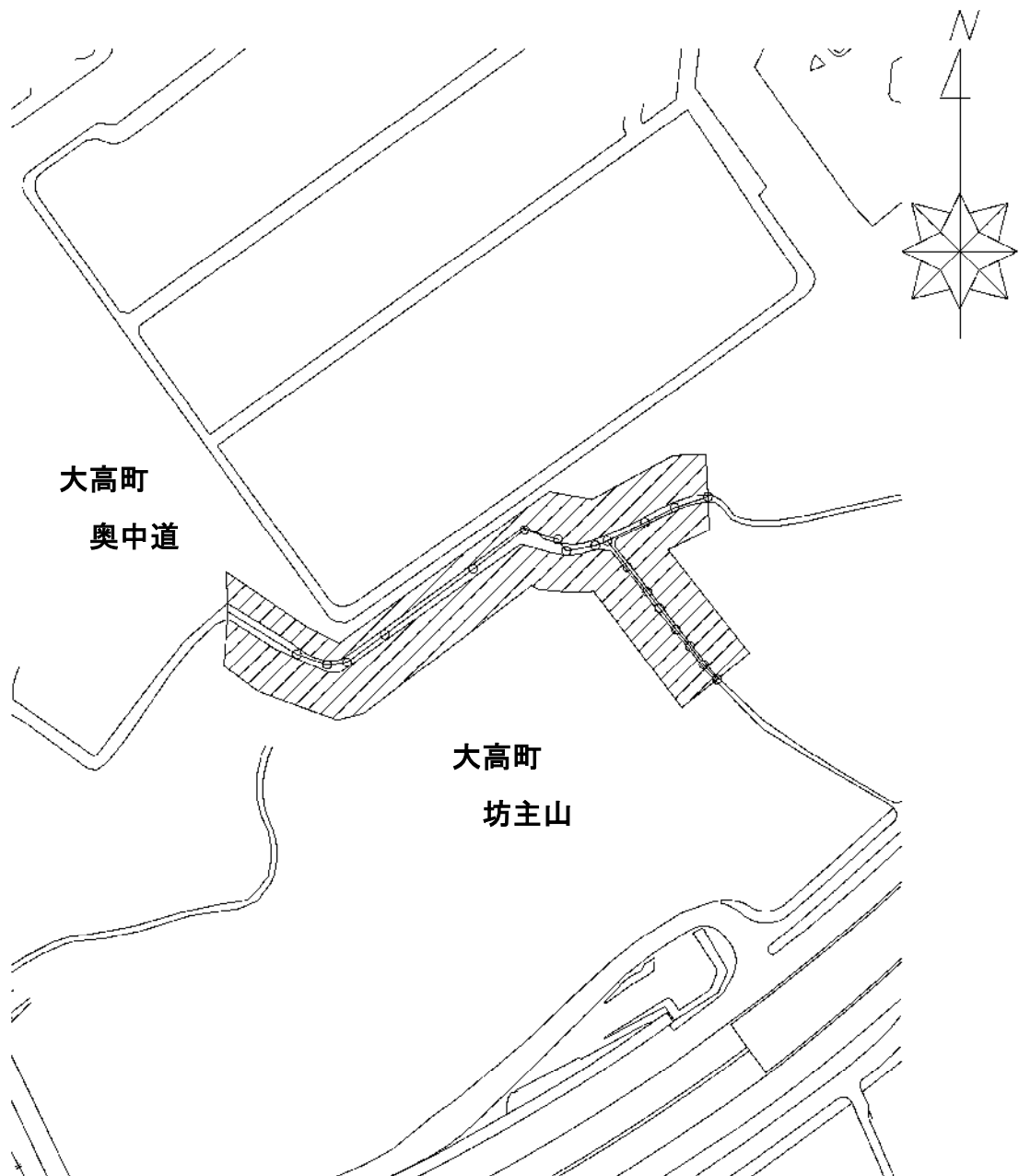
排水施設の位置図

南区（合流式）No. 2



排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局告示第 11 号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成 23 年名古屋市交通局告示第 20 号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和 5 年 9 月 8 日から次のように改正します。

令和 5 年 9 月 7 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

表株式会社名古屋交通開発機構の項第 1 号に次のように加えます。

ケ 令和 5 年名古屋市交通局告示第 10 号（「地下迷宮に眠る謎 2023」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について）に規定する専用一日乗車券の料金

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項に次の 1 号を加えます。

(5) 令和 5 年名古屋市交通局告示第 10 号に規定する専用一日乗車券の料金
表株式会社はとバスエージェンシーの項の次に次のように加えます。

株式会社 S C R A P 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 20 番 4 号	令和 5 年名古屋市交通局告示第 10 号に規定する専用一日乗車券の料金
合同会社 マルシェ 名古屋市中区大須二丁目 23 番 32 号	令和 5 年名古屋市交通局告示第 10 号に規定する専用一日乗車券の料金
有限会社 K' s Works 名古屋市北区山田二丁目 22 番地の 2	令和 5 年名古屋市交通局告示第 10 号に規定する専用一日乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 9月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ千種竹越店

名古屋市千種区京命一丁目1005 ほか 5筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
（仮称）ケーズデンキ千種竹越店	ケーズデンキ千種竹越店

3 変更の日

令和 5年 6月 2日

4 変更した理由

店舗の名称変更のため

5 届出の日

令和 5年 7月31日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 9月 8日から令和 6年 1月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 1月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 9月 8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1590号	y a s u 管工	奥松 康博	愛知県北名古屋市沖 村岡 127番地 1 サ ンシティ岡 201号	令和 5年 7月19日
第1591号	京都消防 設備(株)	勝田 健太	京都府京都市南区吉 祥院西ノ茶屋町73番 1	令和 5年 7月19日
第1592号	(有)大埤鉄 工所	大埤 幸二	名古屋市緑区青山四 丁目 820番地	令和 5年 7月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年 9月 8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 649号	川上設備 (有)	川上 良則	名古屋市北区楠味鋺 三丁目1405番地	令和 5年 3月31日
第1276号	(有)片桐浴 槽店	片桐 坂之	愛知県半田市宮本町 三丁目 208番地の 1	令和 5年 7月10日
第1504号	(有)メイセ ーテック	安江 裕巳	名古屋市北区大曾根 二丁目10番22号	令和 5年 7月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年 9月 8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1590号	y a s u 管工	奥松 康博	愛知県北名古屋市沖 村岡 127番地 1 サ ンシティ岡 201号	令和 5年 7月19日
第1591号	京都消防 設備(株)	勝田 健太	京都府京都市南区吉 祥院西ノ茶屋町73番 1	令和 5年 7月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 5年 9月 8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 649号	川上設備 (有)	川上 良則	名古屋市北区楠味鋺 三丁目1405番地	令和 5年 3月31日
第1276号	(有)片桐浴 槽店	片桐 坂之	愛知県半田市宮本町 三丁目 208番地の 1	令和 5年 7月10日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 5 年 9 月 5 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 9 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局技士	減給10分の 1 4 日	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び 第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 5年 9月 5日懲戒処分に付した。

令和 5年 9月 5日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号
市立学校教諭	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 5年 9月 7日懲戒処分に付した。

令和 5年 9月 7日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局運輸主事	減給10分の 1 5日	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号